

火災予防条例（例）抜粋

（液体燃料を使用する器具）

第一八条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。
 - イ 別表第三の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
 - ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
 - 二 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - 三 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
 - 四 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
 - 五 不燃性の床上又は台上で使用すること。
 - 六 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
 - 七 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
 - 八 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - 九 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - 十 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
 - 十一 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
 - 十二 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
 - 十三 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
- 2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

（固体燃料を使用する器具）

第一九条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 火鉢にあつては、底部に、遮〔しや〕熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
 - 二 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。
- 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第一項第一号から第九号までの規定を準用する。

（気体燃料を使用する器具）

第二〇条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第十号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第二一条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- 二 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。）を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第二二条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定を準用する。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第三〇条 法第九条の四の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- 二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- 四 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- 五 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- 六 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第四五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- 一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- 二 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- 三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- 四 水道の断水又は減水
- 五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事